

第4回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会	参考資料
令和5年2月13日	1

## 「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、第3期の「がん対策推進基本計画」を平成30年3月に閣議決定し、ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、がんゲノム医療の中核となる拠点病院等（以下「がんゲノム医療中核拠点病院等」という。）の整備を進めてきた。

さらなるがんゲノム医療の充実のため、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件等については、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の下に「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」を設置し、見直しの検討を進め、令和4年8月に「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第18号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）を策定した。

厚生労働省健康局長は、局長通知に基づく、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に係る検討を行うため、本検討会を開催する。

### 2. 検討事項

局長通知に示す指定要件の充足状況の検討及びがんゲノム医療中核拠点病院等の適切な運営を行うために必要な内容等。

### 3. 構成員等

- （1）本検討会の構成員は、名簿に記載の構成員により構成する。
- （2）構成員の互選により座長を置き、座長は本検討会を統括する。
- （3）座長に事故があるときは座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （4）必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

### 4. 構成員の任期等

- （1）構成員の任期は2年とする。
- （2）構成員は再任されることができる。

### 5. 検討会の運営等

- （1）本検討会は、厚生労働省健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本検討会の庶務は、健康局がん・疾病対策課において行う。
- （3）検討会は、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約するなどの持ち回り開催を行うことができる。
- （4）この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」  
構成員名簿

天野 慎介	一般社団法人全国がん患者団体連合会 理事長
井本 逸勢	愛知県がんセンター研究所長
織田 克利	国立大学法人東京大学大学院 統合ゲノム学 教授
河野 英明	愛媛県保健福祉部医療政策監
寺島 慶太	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 小児がんセンター 脳神経腫瘍科 診療部長
中釜 斉	国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長
平沢 晃	岡山大学学術研究院医歯薬学域 臨床遺伝子医療学分野
増田 しのぶ	日本大学医学部病態病理学系腫瘍病理学分野 教授
三谷 絹子	獨協医科大学血液・腫瘍内科 教授
若尾 直子	NPO 法人がんフォーラム山梨理事長
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(五十音順・敬称略)